

平成29年10月1日「改正育児・介護休業法」スタート!

保育園などに入れない場合

2歳まで育児休業が取れるようになります

改正内容①: 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に

- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、
会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)

改正内容②: 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

改正内容③: 育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

(例) 配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇 など

申込受付中

「改正育児・介護休業法」と「ハラスメント防止対策」説明会

<p>広島会場</p>	<p>(1) 平成29年 9月 4日(月) 14:00~15:40 (2) 平成29年 9月 5日(火) 14:00~15:40 広島合同庁舎 第1号館附属棟 2階 大会議室 定員190人(各回)</p>
<p>福山会場</p>	<p>平成29年 9月15日(金) 14:00~15:40 まなびの館ローズコム 大会議室(福山市生涯学習プラザ4階) 定員180人</p>
<p>主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年10月からの育児・介護休業法の改正 「一定の場合の育児休業の2歳までの再延長」の義務化 など ・ いわゆるマタハラ・セクハラを防止するための社内体制の整備 ・ パワーハラスメントの実態と対策 ・ 有期契約労働者の「無期転換ルール」と有期特措法に基づく「特例認定」

※ 参加申込書は、「広島労働局ホームページ」から入手いただけます

詳しい内容は、広島労働局雇用環境・均等室(082-221-9247)へお問い合わせください
「広島労働局ホームページ」もあわせてご覧ください